

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月26日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 尾張旭市下井町勿内2346番地6

氏 名 尾張旭市東部浄化センター

施設長 山田 敏彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0561) 54-2510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	おわりあさひしとうぶじょうかせんたー 尾張旭市東部浄化センター
事業場の所在地	尾張旭市下井町勿内2346番地6
計画期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	
③従業員数	10人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	下水道終末処理施設 下水 → 汚泥(下水汚泥) 汚泥(し渣・沈砂) 添付資料 別添1 処理フロー図(産廃発生フロー)、別添2 一般平面図(配置図)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図)</p> <p style="text-align: center;">尾張旭市浄化センター組織図</p> <pre>graph TD; A[都市整備部] --- B[下水道課]; B --- C[浄化センター]; C --- D[東部浄化センター]; C --- E[西部浄化センター]; D --- F[浄化センター維持管理者]; E --- F;</pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組) ・ 下水道の整備により流入量及び汚泥発生量は微増傾向である。 ・ 今後も下水道整備の普及に伴い発生量が増加することは避けられないため、中間処理による減量化を進める。 ・ 平成18年度より下水汚泥の肥料化とセメント原料化による再資源化処理へ切り替えたことで、埋立処分による最終処分量は大幅に削減された。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組) 汚泥処理において適切な濃度管理と発生量の把握を行い、汚泥性状に合わせた処理薬剤の選定と脱水機運転による中間処理を行う。 今後、改築更新工事の関係上、貯留設備の停止が予定されており、汚泥発生量の変動する恐れがある。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 18年度からは、脱水汚泥とし渣の分別処分を行っている。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	51,223.26 t	— t
(これまでに実施した取組) 適切な汚泥の引抜き管理を実施し、含水率を重視した脱水機の運転により減量化を行っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	52,100 t	— t
(今後実施する予定の取組) 汚泥処理設備工事にあたり、貯留設備の更新があるため、汚泥の適切な引抜き管理を実施し、最適な脱水機運転方法の設定を行う。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
(これまでに実施した取組) 自己中間処理により脱水した下水汚泥については、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、セメント原料化と肥料化による再資源化を行っている。			

② 計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) 下水汚泥については引き続き再生利用業者への全量委託を継続して 行う。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状 【前年度（23年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	汚泥(し渣・沈砂)	汚泥(腐敗性堆積物)
排出量	59,204.2t	3.01t	33.59 t

② 計画 【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	汚泥(し渣)	汚泥(腐敗性堆積物)
排出量	55,000t	10t	30 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状 【前年度（23年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥(し渣・沈砂)	汚泥(腐敗性堆積物)
全処理委託量	2,598.74 t	3.01 t	33.59 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	2,598.74 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t

② 計画 【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥(し渣)	汚泥(腐敗性堆積物)
全処理委託量	2,900 t	10 t	30 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	10 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	2,900 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t

